

# 文化学園大学研究生規程

## (目的)

第1条 文化学園大学（以下「本学」という。）学則第27条の規定に基づき、この規程を定める。

## (趣旨)

第2条 本学において特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、当該授業科目の担当教員及び当該学科において適当と認め、本学学生の授業に支障がない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

## (入学資格)

第3条 研究生志願者は、大学卒業又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

## (入学出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、次の書類に検定料 18,000 円を添えて提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書・成績証明書
- (3) 履歴書
- (4) 勤務のある者は所属長の承認書
- (5) 健康診断書
- (6) 日本語能力証明書（外国人留学生のみ）
- (7) 経費支弁保証書（外国人留学生のみ）

2 外国人留学生は、文化学園大学・文化学園大学短期大学部 外国人学生・外国人留学生規程に基づく面接を行う。

## (願書受付)

第5条 願書の受付期限は、原則として3月20日までとし、後期のみについては7月末日までとする。

## (研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、6カ月又は1カ年とする。ただし、研究継続の必要あるときは、理由を具して願出、更に1年間に限って延長することができる。

## (入学許可)

第7条 研究生の入学は、教授会において審査の上、学長が許可する。

## (納入学費)

第8条 研究生として入学を許可された者は、次の学費を所定の期日まで納入し、研究生証の交付を受けなければならない。

入学金 76,000 円

授業料 6カ月 350,000円 1カ年 700,000円

(聴講承認)

第9条 研究指導教員が必要と認め、当該学科目担当教員の承認があるときは研究生に対し、演習実習科目については1科目、講義科目については3科目以内に限り、出席を許可することができる。

(単位認定)

第10条 研究生の単位修得の認定及び教育職員免許法施行規則第20条による単位認定は行わない。

(研究証明書付与)

第11条 研究生が相当の研究成果を上げたと認められるときは、学長は教授会の議を経て研究証明書を付与することができる。

(準用規則)

第12条 この規程に定められていない事項については、本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

第14条 研究生のうち成績優秀で研究指導教員が適当と認め、かつ当該学科の承認があるときは、特別研究生（以下「特研生」という。）を推薦することができる。

- 2 特研生の授業料は、免除する。
- 3 特研生は若干名とし、教授会において、審査の上、学長が許可する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 学費の納入期間は、入学許可後10日以内とする。（第8条）
- 3 本学の卒業生及び継続研究生の入学金は、不要とする。

**附 則**

この規程は、平成3年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成4年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成5年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成11年4月1日から改定施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)